

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月12日	
条例の題名	三重県女性相談所条例		公布日	昭和39年3月25日
条例番号	昭和39年三重県条例第23号		直近改正日	平成11年3月19日
所管部局課	健康福祉部子ども・家庭同子育て支援課		電話番号	059-224-2271
条例の概要	売春防止法第34条の規定に基づき、三重県女性相談所を津市に設置する			条例の 類型 財産管理 型
視点	項	目	回答	検討内容
必要性		条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	売春防止法第34条に女性相談所(婦人相談所)を都道府県に置く規定している。要保護女子等の保護更生のために、相談、一時保護、自立支援は今後も必要であり、妥当性を有している。
		条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	
		条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
		規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
		条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)。	はい	公の施設は、地方自治法第244条の2の規定により条例で定めることが必要である。
適法性		根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	売春防止法第34条 地方自治法第244条の2
		憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)。	はい	
		条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	いいえ	DV被害者に対する相談や一時保護などの業務も行っているため、業務内容の改正を検討する。
有効性		条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
		条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
		条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
		条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性		条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
		条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
		関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性		条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
		条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	
		条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他		条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	
		市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	
点検・見直し結果	理由	改正を検討する。 売春防止法以外の法律に基づく業務を行っているため、業務内容を明確にするため改正を検討する。	特記事項	
			見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
			無	無